

## 2020年度農業関連税制改正に関する要望

北海道の農業は、安全・安心な食料の安定供給と地域経済・社会の維持、国土・環境の保全等の多面的機能を発揮し、わが国経済の発展と社会の安定に大きく寄与しています。

こうしたなか、我が国はTPP11や日EU・EPA協定の発効により、牛肉などの輸入量は増加傾向を強めており、国内農畜産物の生産に影響を及ぼしつつある状況です。さらに、日米貿易協定交渉も開始されるなど、食料・農業・農村等を取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした厳しい経済環境の中で、引き続き北海道の農業・農村の持続的発展を期することが重要です。

つきましては、2020年度税制改正にあたり、下記の事項を要望致します。

### **I. 農業等に関連する税制改正の要望事項**

#### < 2019年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続 >

1. 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例措置を継続すること。（登録免許税）
2. 農地中間管理権の取得に係る特例措置を継続すること。（固定資産税・都市計画税）
3. 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置を継続すること。（所得税、法人税）
4. 農林漁業用のA重油に対する石油石炭税の特例措置を継続すること。（石油石炭税）
5. 特定設備等の特別償却（再生可能エネルギー発電設備等を取得等した場合の特別償却の特例措置を継続すること。（所得税・法人税）
6. 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の特例措置を継続すること。（登録免許税）
7. 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置を継続すること。（登録免許税・不動産取得税）
8. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（汚水又は廃液処理施設）に係る特例措置を継続すること。（固定資産税）

9. 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置を継続すること。(固定資産税)
10. 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置を継続すること。(固定資産税)

### ＜免税軽油制度の恒久化＞

農業用トラクターや動力源等の用途に供する軽油の「軽油引取税の課税免税」(32.1円/ℓ)の特例措置を恒久化すること。(軽油引取税)

### ＜農業経営基盤強化準備金制度の継続と改善＞

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置について、本来の主旨を踏まえ、制度を改善した上で継続すること。(所得税・法人税)

- (1). 収支計算(白色申告)申告者を対象とすること。
- (2). 準備金の用途対象に一定の条件を満たす中古農機具などを認めること。
- (3). 積立期間については最長10年とすること。
- (4). 経営移譲した際に、引き続き、経営発展に取り組める環境を整備するため準備金の継承を認めること。

### ＜2020年度税制改正における制度の新設＞

1. 酪農・畜産や野菜・果樹などの認定農業者に対し、農業経営基盤強化準備金制度に準ずる準備金制度を創設すること。
2. 認定農業者の青色申告特別控除額(現行10万円を30万円、同55万円を130万円)を引上げること。
3. 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額を大幅に引き上げる(現行800万円と1,500万円を一律3,000万円)こと。
4. 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農業投資価格を大幅に引下げるなど、農業者が活用できる制度に改善すること。
5. 現状の情勢を鑑み、揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の(現行53.8円/ℓ)の暫定税率分を除いた本則税率(28.7円/ℓ)に戻すこと。

6. 生産コストの低減に資するため、農業用で使用するガソリンについて、免税措置を講ずること。
7. 使用地域や期間が限られ走行距離数も短い農業用に使用する自家用貨物自動車について、自動車重量税の軽減措置を講ずること。

## Ⅱ. 消費税10%・軽減税率制度の実施について

用途目的に即さない消費税率10%への引上げは断じて行わないこと。また、生産現場を混乱させる軽減税率制度は導入しないこと。

2019（令和元）年8月

北海道農民連盟  
委員長 西原正行